

参考

災害時における工業保安関係施設被害状況把握マニュアルに基づく 施設の点検・県への報告作業の概要

1 施設の点検と県への報告について

- (1) 次の災害発生時に、神奈川県工業保安課又は県政総合センター（以下「県」という。）から、高圧ガス事業所には様式1、火薬類取扱施設には様式2により被害状況の報告依頼を電子メールにより行います。

- ・地震：震度5強以上
 - ・津波：大津波警報発表時
 - ・風水害：大雨特別警報発表かつ県（現地）災害対策本部設置時
- ※風水害については、火薬類取扱施設のみ依頼します。

- (2) 県から報告を依頼する事業者は、災害ごとに次のとおりです。

- ・地震：震度5強以上が発生した地区（県東部・県西部）のすべての指定事業者
- ・津波：津波による浸水が予測される地域に所在する指定事業者のみ
- ・風水害：大雨特別警報が発表された市町村に係る火薬類の指定事業者のみ

- (3) 県からの依頼を受信後、施設の点検を行った後に高圧ガス事業所は様式5、火薬類取扱施設は様式6に記入の上、県にご送信いただきます。

※ 報告は原則、電子メールでお願いします。

県機関共通メールアドレス：kouhohigai@pref.kanagawa.jp

※ 電子メールの場合は、上記の共通アドレスのみに送信し、ファクシミリの場合は、工業保安課及び所管センターの両方に送信をお願いします。

※ 施設の点検は、地震の発生後2時間以内及び2日後を目途に、津波・風水害は警報が解除された後に、いずれの場合も十分に安全に考慮して行います。

2 報告様式の記載方法について

2-1 地震時の第一報の記載方法

- (1) 電子メールでご報告いただく場合は「報告用メールアドレス」の□欄にチェックを入れてください。ファクシミリの場合は、工業保安課及び所管の県政総合センターの□欄にチェックを入れてください。
- (2) 次に事業所情報、被害の有無を記載してください。第一報の段階では被害状況欄のみの確認でも結構です。高圧ガス事業所の場合、「その他の施設」欄は、高圧ガス施設以外の施設（事務棟等）について可能な範囲で記載してください。
- (3) 追加情報欄は判明している点のみ記載し、速やかに県へご報告ください。
- (4) 状況把握が困難な場合は、その理由や確認予定日時等をご報告ください。

2-2 地震時の第二報の記載方法

第一報で記載した事項に加えて、施設等に被害がある場合は追加情報欄にその後の対応状況を記入し、防災活動状況等の欄も記載の上、発災から原則2日後を目途に県へご報告ください。

2-3 津波又は風水害時の記載方法

地震時の第二報（2-2）に準じて記載し、警報解除後に県へご報告ください。